二　日本私立学校振興・共済事業団
三　沖縄振興開発金融公庫
四　株式会社国際協力銀行及び株式会社日本政策金融公庫
五　日本中央競馬会及び日本年金機構

附　則

（施行期日）

1　この政令は、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法の施行の日（平成二十五年三月一日）から施行する。

（国立大学法人法施行令の一部改正）

2　国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第二項の表に次のように加える。

母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法（平成二十四年法律第九十二号）第六条	同条の政令で定める独立行政法人

（総合法律支援法施行令の一部改正）

3　総合法律支援法施行令（平成十八年政令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第十九条第三項に次の一号を加える。

四　母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法（平成二十四年法律第九十二号）第六条　同条の政令で定める独立行政法人

法務大臣　谷垣　禎一
文部科学大臣　下村　博文
厚生労働大臣　田村　憲久
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

省　令

○農林水産省令第二号

農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）及び農林水産省組織令（平成十二年政令第二百五十三号）を実施するため、農林水産省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年一月十七日

農林水産大臣　林　芳正

農林水産省組織規則の一部を改正する省令

農林水産省組織規則（平成十三年農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「顧問（第五百八十三条）」を「農林水産省顧問及び農林水産省参与（第五百八十三条・第五百八十三条の二）」に改める。

「第三章　顧問」を「第三章　農林水産省顧問及び農林水産省参与」に改める。

第五百八十三条に見出しとして「（農林水産省顧問）」を付し、同条中「顧問」を「農林水産省顧問」に改め、第三章中同条の次に次の一条を加える。

第五百八十三条の二　農林水産省に、農林水産省参与を置くことができる。

2　農林水産省参与は、農林水産省の所掌事務のうち重要な事項に参与する。

3　農林水産省参与は、非常勤とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行前にこの省令による改正前の農林水産省組織規則第五百八十三条第一項の規定により置かれた顧問は、この省令による改正後の農林水産省組織規則第五百八十三条第一項の規定により置かれた農林水産省顧問とみなす。

告　示

○政治資金適正化委員会告示第二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十五年一月十七日

政治資金適正化委員会委員長　氏　名　上田　廣一

登録番号	登録年月日	氏　名
四三二二	二四、一二、二一	吉村　和浩
四三二三	二四、一二、二一	岩間　昭夫
四三二四	二四、一二、二一	髙橋　一俊

○法務省告示第十九号

信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置を定める政令（平成十九年政令第三百二号）第一項（同令第四項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により、同令第一項の事務を次のように指定する。

平成二十五年一月十七日

法務大臣　谷垣　禎一

登記所	事務	指定の効力が生ずる日
さいたま地方法務局	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図の内容を証明した書類の交付に係る事務	平成二十五年二月一日
千葉地方法務局成田出張所	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図の内容を証明した書類の交付に係る事務	平成二十五年二月一日
千葉地方法務局匝瑳支局	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図の内容を証明した書類の交付に係る事務	平成二十五年二月一日
千葉地方法務局いすみ出張所	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図の内容を証明した書類の交付に係る事務	平成二十五年二月一日
神戸地方法務局龍野支局	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図の内容を証明した書類の交付に係る事務	平成二十五年二月一日
津地方法務局松阪支局	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図の内容を証明した書類の交付に係る事務	平成二十五年二月一日

○法務省告示第二十号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国ニューヨーク州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十五年一月十七日

法務大臣　谷垣　禎一

氏　名　アレクサンダー・キース・ボリソフ
生年月日　千九百七十六年八月十七日
国　籍　アメリカ合衆国

○法務省告示第二十一号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国カリフォルニア州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十五年一月十七日

法務大臣　谷垣　禎一

氏　名　ミホ・タケシタ・セキグチ
生年月日　千九百七十九年五月十九日
国　籍　アメリカ合衆国

○法務省告示第二十二号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国ニューヨーク州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十五年一月十七日

法務大臣　谷垣　禎一

氏　名　デイビッド・デヨ・デック
生年月日　千九百五十六年三月十三日
国　籍　アメリカ合衆国

○法務省告示第二十三号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第十六条第一項の規定に基づき、次の者に対し、次のとおり特定外国法を指定した。

平成二十五年一月十七日

法務大臣　谷垣　禎一